明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（**厚生労働**一五）　一

○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令（**同**一六）　三七

○鉱業に係る労働災害防止協会に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働・経済産業**一）　三九

○海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**九）　四〇

〔告　示〕

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**厚生労働**二七）　四〇

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針の一部を変更する件（**国土交通**一八六）　四四

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四七

裁判所
破産、免責、再生関係　五〇

特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、当せん金付証票法第六条第六項の規定に基づく再委託承認基準の公表関係　七七

会社その他　七九

会社決算公告　八一

省令

○厚生労働省令第十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。